

「登記済み通知書電子データの活用と可能性」

大阪府河内長野市市民生活部税務課固定資産税係

主査 松尾 忠宏

副主査 中西 一真

1 河内長野市の登記異動事務の現状と課題

【現状】

土地筆数・・・約10万筆

家屋筆数・・・約4万筆（未登記除く）

年間異動件数・・・土地家屋合計約7,000件

固定資産税担当職員・・・正職員12名+アルバイト

【課題】

紙ベースの登記済み通知書は、柔軟な検索ができない、職員の作業負荷が高い、作業が年末に集中する。

2 電子データ活用までの経過と未来予測

平成18年3月31日の総務省通知により、登記済み通知書の電子データによる受け取りが可能になっていたものの、担当者が興味を持ち始めた頃は、他市でもデータを貰っているところは少なく、情報も少なかった。それでも、法務局は支局単位でデータを作っていること、データは、CSV形式で貰えることがわかった。

電子データがあれば、課題解決の近道になるのではないかと、CSV形式なら表計算ソフト等で簡単に扱えるのではないかと思い、調査したが、容易に扱えるデータでは無いことが判明。

諦めかけたとき、某政令指定都市で既に電子データを活用させている実績があるというベンダーと出会った。

早速、その政令指定都市を訪問調査したところ、これなら本市でもいけるのではないかと感触がつかめたので、ベンダーと更なる打ち合わせを重ね、システム化を決定した。

平成24年、管轄の法務局へ電子データの提供をお願いしたところ、その支局では、初めて

のことだったので、なかなか話が進まなかったが、1年半程度粘り強く協議を続けた結果、提供してもらえることになった。

その経験から、支局が複数の自治体を管轄している場合には、単独ではなく、共同提案すれば話が進みやすいと思う。

電子データはもらえたが、次の問題点が存在した。

- ・外字は全て_（アンダーバー）で表示される。
- ・改製不適合については、データ化されない。

これらについて対応するため、紙媒体による登記済み通知書も従来通り受け取っている。

・市町村から法務局へ評価額通知書（地方税法第422条3通知）を電子データで提供する必要がある。さらに、本市の場合は、法務局サイドから当面の間紙媒体での評価額通知書の無料交付を継続してほしいとの要請があり対応している。

システム構築に当たっては、平成23年7月より法務局から取得できるようになった要約書データをシステムの初期データとし、法務局が持つ市内全データをベースとして、登記済み通知書データで異動を積んでいくという形を取っている。これにより、自分の端末でほとんど全ての登記データを確認することができるようになり、法務局へ問い合わせすることは大幅に減少した。

本市の場合、システムの導入以降も土地台帳・家屋台帳の手書き処理は継続しているが、電子データが活用できることがわかれば、使わない手はない。すでにいくつもの自治体で活用が開始されていることから、これから、電子データの活用については爆発的に広がるであろう。

